

容量価値売買契約書(案)

山梨県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、2027年度(令和9年度実需給の藤木発電所の容量価値売却(変動電源(アグリ)))について、次の条項により容量価値売買契約を締結する。

第1条(総則)

甲及び乙は、藤木発電所の容量価値売却(変動電源(アグリ))について、本契約書及び別途に定める仕様書に従い、これを履行することとする。

第2条(契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結日から令和10年8月31日までとする。

第3条(売却期間)

容量価値の売却期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条(容量価値等)

容量価値等は、次のとおりとする。

所在地	山梨県甲州市塩山藤木1252
発電所名	藤木発電所(一般(自流式))
最大出力(kW)	1,900kW

第5条(約定価格)

電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)が主催する容量市場において、電源等の属する供給区域の追加オークションの約定価格とする。

第6条(容量価値売買代金)

- 乙が甲に支払う容量価値売買代金は、前条で定めた約定価格に、次の第2項で定める期待容量と第3項で定める参加報酬率を乗じて得た値に、消費税及び地方消費税を加えて得た額とする。
- 期待容量とは、最大出力に広域機関が公表する電源等の属する供給区域調整係数を乗じて算出した値をいう。
- 参加報酬率とは、甲への報酬の割合として入札書に記載した値とする。
- 入札時に使用した期待容量、約定価格は暫定値であるため、追加オークションの約定価格、期待容量の確定値として、容量価値売却代金に係る覚書を締結する。

第7条（代金の支払い）

乙は、第6条で定める容量価値売買代金を実需給年度の翌年度8月末日までに甲が指定する口座に支払うものとする。

第8条（契約保証金）

この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の規定による。

第9条（契約の変更等）

甲又は乙は、この契約の締結後において必要があると認めるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更できるものとする。

第10条（契約の解除）

1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

第11条（権利の譲渡等の禁止）

乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

第12条（損害賠償）

1 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、容量価値売買について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 13 条（守秘義務）

甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

第 14 条（費用の負担）

この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

第 15 条（管轄裁判所）

この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 16 条（協議等）

この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 山梨県 公営企業管理者 ○○ ○○ 印

乙 ○○○○ ○○ ○○ 印